

在宅要介護高齢者の住まいのあり方に関する調査事業

平成25年6月3日

国土交通省住宅局長 井上 俊之

次のとおり、高齢者居住安定化推進事業（調査事業）を実施する者の募集について公示します。

1. 事業概要

(1) 事業名

在宅要介護高齢者の住まいのあり方に関する調査事業

(2) 事業目的

我が国の高齢者人口は急速に増加しつつあり、高齢者の一人暮らし・夫婦のみ世帯や、要介護認定者等の増加が見込まれる一方で、家族の介護力の低下、地域コミュニティの脆弱化等により、生活支援や介護・医療サービスのニーズの増加が予想される。

このような背景のもと、高齢者のいる世帯の約8割以上は持家に居住している中で、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が、日常生活の場で一体的に提供できる地域での体制（地域包括ケアシステム）づくりが進められ、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の創設など在宅支援環境の整備が進展しており、持家居住高齢者が要介護度状態となっても介護・医療サービスを受けながら住み続けることができる環境整備が求められている。

本事業は、在宅要介護高齢者の住まいのあり方について検討し、在宅要介護高齢者に対応した住まいの設計や、設計の前提条件のアセスメント手法について検討を行う者に対し、国が必要な費用を補助することにより、今後の高齢者の居住の安定確保を図るための在宅居住推進方策を示すことを目標とする。

(3) 事業内容

以下の事項を全て含む高齢者等の居住安定化の推進に係る調査を実施する。

- ①既往事例の分析を通じた介護・医療サービスを受けながら在宅で暮らす要介護高齢者に対応した、住まいの設計手法の検討（新築及び改修の場合）
- ②既往事例の分析を通じた高齢者等の心身の状況、住宅の状況等に応じたアセスメント手法の検討

(4) 事業期間

事業期間は以下のとおり予定している。

平成25年6月下旬 ～ 平成26年3月31日（月）

2. 対象事業者の要件

(1) 公平性及び中立性に関する要件

- 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング活動を行わ

ないこと。

○ 業務によって得た情報により新たな営利を得る者ではないこと。

(2) 技術能力に関する要件

○ 事業を的確に遂行する体制を有すること。

(3) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件

○ 経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

3. 手続等

(1) 担当部局等

①担当部局 国土交通省 住宅局 安心居住推進課 高齢者住宅指導係

②住 所 〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3

③電 話 03-5253-8111 (内線 39-855)

④F A X 03-5253-8140

⑤電子 mail tabushi-s256@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①期 間 平成25年6月3日(月)から平成25年6月13日(木)

②場 所 上記担当部局

③方 法 上記担当部局にて紙媒体をもって手交

説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

①期 限 平成25年6月14日(金)18時00分まで

②場 所 上記担当部局

③方 法 上記担当部局へ、持参又は郵送(書留郵便に限る。)の場合は3部、電送又は電子メールの場合は1部。(電送又は電子メールの場合には着信を確認すること。)

なお、電子メールで提出する場合は以下によること。

・使用可能なソフトは以下のとおりとする。(これ以外での提出は無効)

「Just System 一太郎 2009」「Microsoft Word2007」「Microsoft Excel2007」「Adobe acrobat Reader9」以前の形式に限る。

・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること

・印刷時に規定の枚数内になるように設定しておくこと。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は3.(1)に同じ。

(3) 申込書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。

(4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。

(5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書が無効になるとともに、申込者に対して、

補助事業者の取消を行うことがある。

- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報公開に関する法律」(平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった申込書は原則破棄する。なお、返却を希望する場合はその旨を申込書提出の際に申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。